明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令（国土交通九一）　一
〔告示〕
○国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習を定める件の一部を改正する告示（国土交通一二一三）　二
〔公告〕
諸事項
官庁
公示送達関係　三
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所令和五年度財務諸表、中日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者・証票無効・登録抹消関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効、工作物等の保管関係　三四
会社その他
会社決算公告　三五
四〇

省令

○国土交通省令第九十一号

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十六条第一項の規定に基づき、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十月十八日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫